



2026年5月号

## 『2025年に起きた食品表示違反を振り返って』

### 改善されない表示違反の動向からそれぞれの傾向を学ぶ（1）

文責：山口 廣治（一般社団法人全国スーパーマーケット協会 客員研究員）

#### <はじめに>

今月は食品表示の適正化のため、\*令和7（2025）年1月～12月までに全国で起きた食品表示違反（公表等）を基に、近年の表示違反の動向からそれぞれの傾向を分析します（\*以下西暦で表示）。また、公表に係る法令として、2021年6月1日より施行されています食品事業者がリコールを行う場合の所轄行政への届出が義務づけ、について解説（一部抜粋・省略・加工）します。

#### <改善されない食品表示違反と追加される食品表示関連法規>

食品表示法は2020年4月1日に本施行されてから7年目を迎えますが、食品表示違反は後を絶たない=改善されない状態が続いています。また、毎年、食品関連に関する法規が一部改正・追加され、ますます複雑になっています。

食品表示の目的は生活者のいのちと暮らしを守ることです。その為には、食品関連事業者は食品表示法とすべての食品関連法規およびその都度改正される法規を学び、理解し、遵守しなければなりません。

このような背景から、今月号は全国の食品関連事業者の違反事例を基に、食品表示ときちんと向き合う機会にして頂きたいと思います。

#### <自主回収報告制度（リコール）についての一部抜粋>

##### 【届出の義務付け】

食品事業者による食品等のリコール情報を行政が確実に把握し、的確な監視指導や消費者への情報提供につなげ、食品による健康被害の発生を防止するため、2021年6月1日施行より食品事業者がリコールを行う場合の所轄行政への届出が義務づけられています。

## 【報告の対象】

食品衛生法に違反する、または違反のおそれがある食品等が自主回収報告制度の対象となります。

### （１）食品衛生法に違反する食品等

第59条の廃棄・回収命令の対象と同じ範囲であること。

例-腸管出血性大腸菌により汚染された生食用食品、アフラトキシン等発がん性物質に汚染された食品等。

### （２）食品衛生法違反のおそれがある食品等

違反食品等の原因と同じ原材料を使用している、製造・調理方法、製造・調理ラインや工程が同一であることで汚染が生じている等として営業者が違反食品等と同時に回収する食品等をいう。

上段の（１）と（２）に関して、食品表示法違反アレルゲンや消費期限、使用方法等の喫食方法の安全性に関する表示の欠落や誤りも含む。

## （食品等の回収の届出事項）

第2条 営業者は食品等の回収について法第58条第1項の規定による届出をするときは、回収に着手した後、遅滞なく、次に掲げる事項を届け出ます。

## （変更の届出）

第3条 営業者は、前条各号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、\*軽微な変更については、この限りではない。（\*軽微な変更とは、届出内容の記載ミス、タイプミス、変換ミス等の食品等の回収に支障を来さない程度の変更内容を指す。）

## （食品等の回収の終了の届出）

第4条 第2条の規定による届出をした営業者は、食品等の回収が終了したとき（当該営業者が回収の事務を他の者に指示し、又は委託した場合にあっては、回収が終了したことを確認したとき）は、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

## <回収と届出の判断に関するクラス分類判断基準について>

届出された自主回収情報は健康被害発生の可能性を考慮してクラス分類をします。

【クラス分類の参考情報】届出する場合の参考とする判断基準

**CLASS I**：喫食により重篤な健康被害又は死亡の原因となり得る可能性が高い場合（例）・腸管出血性大腸菌に汚染された生食用野菜、ナチュラルチーズなど加熱せずに喫食する食品

- ・ボツリヌス毒素に汚染された容器包装詰食品
- ・アフラトキシン等発がん性物質に汚染された食品
- ・シール不良等により、腐敗、変敗した食品
- ・有毒魚（魚種不明フグ、シガテラ魚等）
- ・有毒植物（スイセン、毒キノコ等）
- ・硬質異物が混入した食品（ガラス片、プラスチック等）
- ・安全性に係る表示違反であって、健康危害を引き起こす原因となる食品（アレルゲン、消費期限、保存方法、調理方法等）
- ・成分規格基準違反であって、健康危害を引き起こす原因となる食品

(添加物規格基準違反、残留農薬基準違反、その他)

**CLASS II** : 喫食により重篤な健康被害又は死亡の原因となり得る可能性が低い場合 (例) ・一般細菌数や大腸菌群などの成分規格不適合の食品

**CLASS III** : 喫食により健康被害の可能性が、ほとんど無い場合

(例) ・添加物の使用基準違反食品

・残留基準に違反する野菜や果物のうち、その摂取量が急性参照用量を超えないもの。

**CLASS分類外** : 微生物の混入により意図しないカビが発生した食品は、法第6条違反に該当するため、法第58条に基づく報告制度の対象となる食品の範囲となる。異物混入事案については、異物の材質形状を一律に示すことは困難なため、健康被害のおそれがある事案も報告制度の対象と想定している。

## <食品表示法と生活者>

食品表示違反の全国調査を長年にわたり集計し、解析してきました。残念ながら不適正表示の食品が後を絶たない=改善されない状態が続いています。食品表示は生活者が表示されている食品の情報を基に購入=喫食の判断をします。美味しい食生活を求めるのはもちろん、栄養成分や健康効果を考え、健全な毎日を送るための選択のための重要な食品情報です。

食品表示関連法規を遵守することは、国と食品関連事業者と生活者の三者間における契約事項です。この契約事項を食品に係る営業者が遵守することは、生活者のいのちと暮らしを守ることとなります。その為、食品関連事業者の表示違反に対する問題意識の向上が急務と思われれます。

## <食品表示違反数を考える>

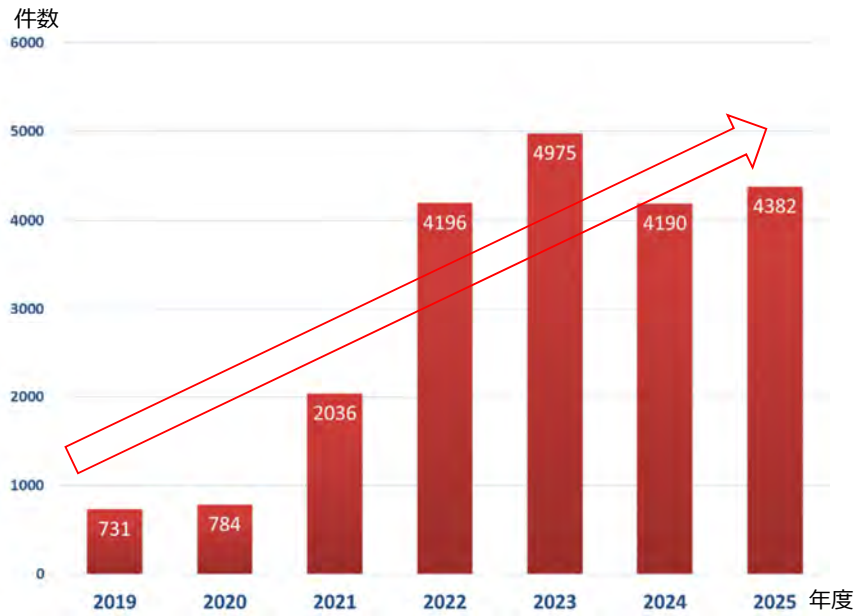
2025年1月~12月までの表示違反は4,382件でした。一日当たりの発生件数では、約12.0件/日となり、グラフ化した2002年からでは二番目に多い違反件数の年でした。

また、前半の1~6月(1,992件)と後半の7~12月(2,390件)の期間を比較すると、後半は前半よりも398件多く違反が起きています。年の前半と後半の違反差が大きく乖離した特徴的な年でした(参照:2025年/月別/表示違反の推移)。

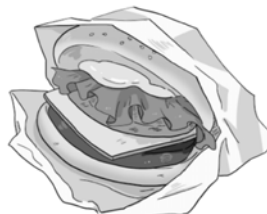
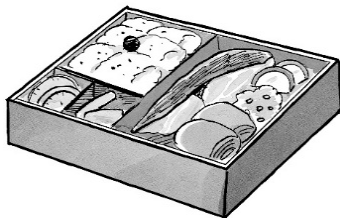
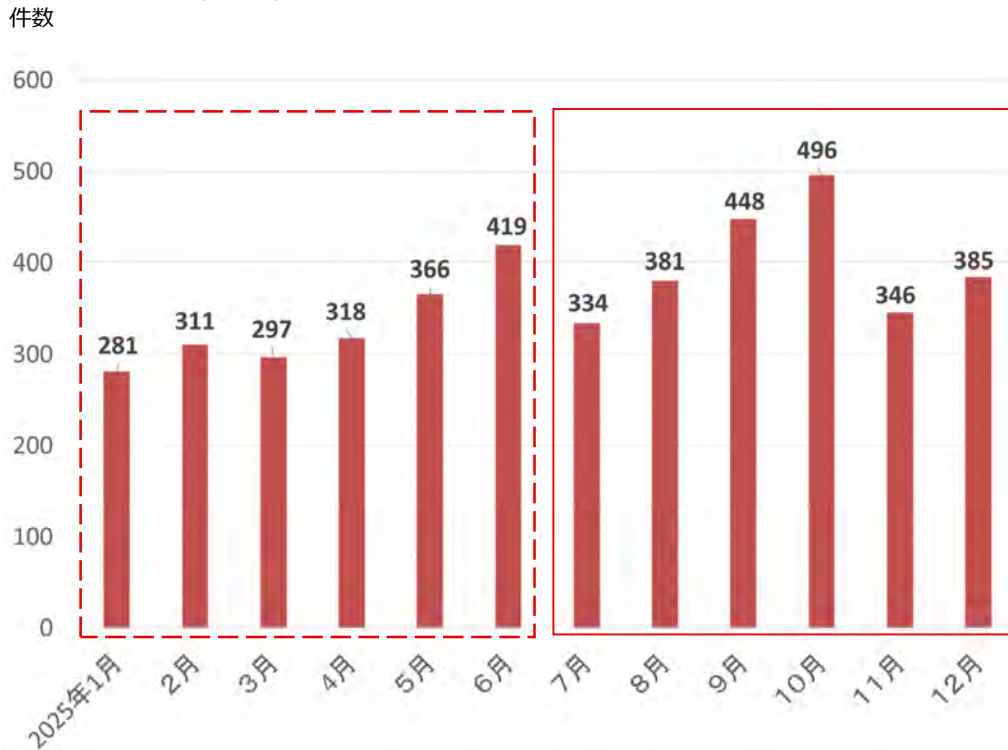
2019年からの動向では(参照:2025年までの表示違反の推移棒グラフ)では、前年うるう年の2024年1~12月までの表示違反は4,190件(約11.4件/日)なので2025年と比較すると、2025年1~12月は4,382件(約12.0件/日)なので、+192件(4.4%)増加(≒0.5件/日)しました。食品表示法が施行された2015年4月1日から5年目の2019年と、2025年1~12月の違反件数(4,382件)を比較した場合、4,382:731≒599%となり、約6.0倍の表示違反件数となります。

そこで、2025年の平均的な月の主な違反原因を整理すると、表示ラベルの貼り間違い、表示ラベルの内容の間違い、包装資材の間違い、出荷前表示内容確認のミス等が挙げられます。

【参照:2025年までの表示違反の推移】



【参照:2025年/月別/表示違反の推移】



©m i z u h o.デザインオフィス

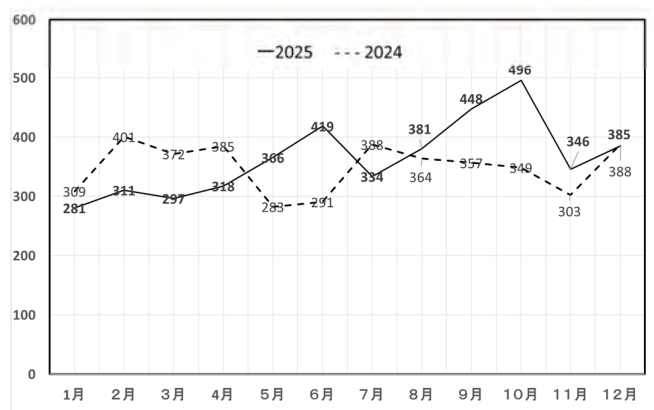
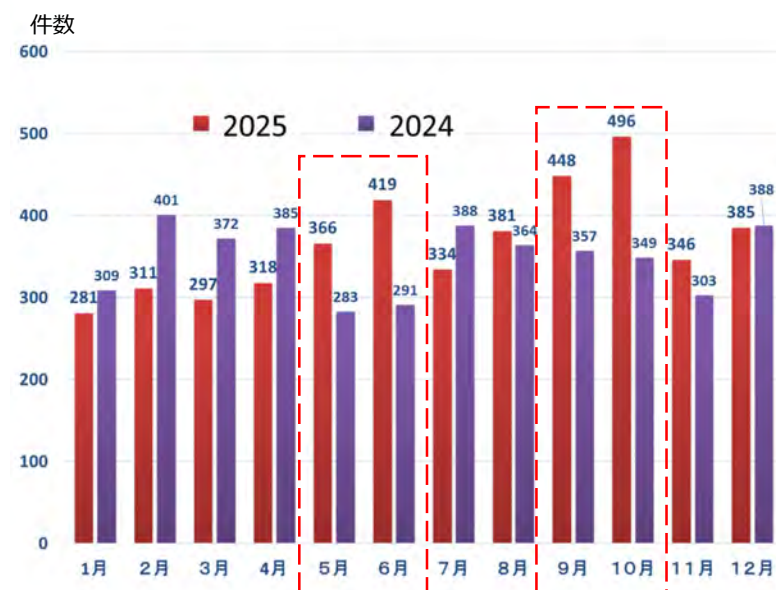
## 【月別の推移から】

表示違反の発生を年度別/月別（参照:2025年と2024年の月別/表示違反の推移グラフ）で見ると、比較的多い月として5月、6月のGW等の行楽シーズンさらに、9月、10月の秋の行楽シーズンの旅行等の影響が考えられました。これらの傾向は、2024年よりも2025年の違反数が多く見られます。具体的には、お弁当やお惣菜、生菓子類、惣菜半製品等の需要が増えたことで、食品事業者の加工や調理、製造の現場が煩雑になったことが挙げられます。また、人手不足により、表示内容を理解できるスタッフが限られ、表示内容の確認が疎かになったことも表示違反が増えた原因のひとつと思われました。

## 【好調なお弁当とお惣菜販売】

新型コロナウイルス感染症が2類相当から5類の感染症に2023年5月8日から移行されたことでコロナ前の食生活に戻っています。現に、弊研究所へ毎月提供していただいています専門調査機関からの市場リサーチ報告では、人気のある都内デパ地下や食品スーパーマーケットのテイクアウト用のお弁当やお惣菜のメニューは日々充実し、客足も多く、大変に好調である旨の動向となっています。つまり、日常の食生活の中では中食やテイクアウトが受け入れられ=効率的に普及したことがあります。結果、お弁当やお惣菜、またひと手間加えるだけで簡便に喫食できる惣菜半製品等の需要が支持され、それらを合理的に利用する新しい食生活が定着すると考えられます。

## 【参照:2025年と2024年の月別/表示違反の推移】



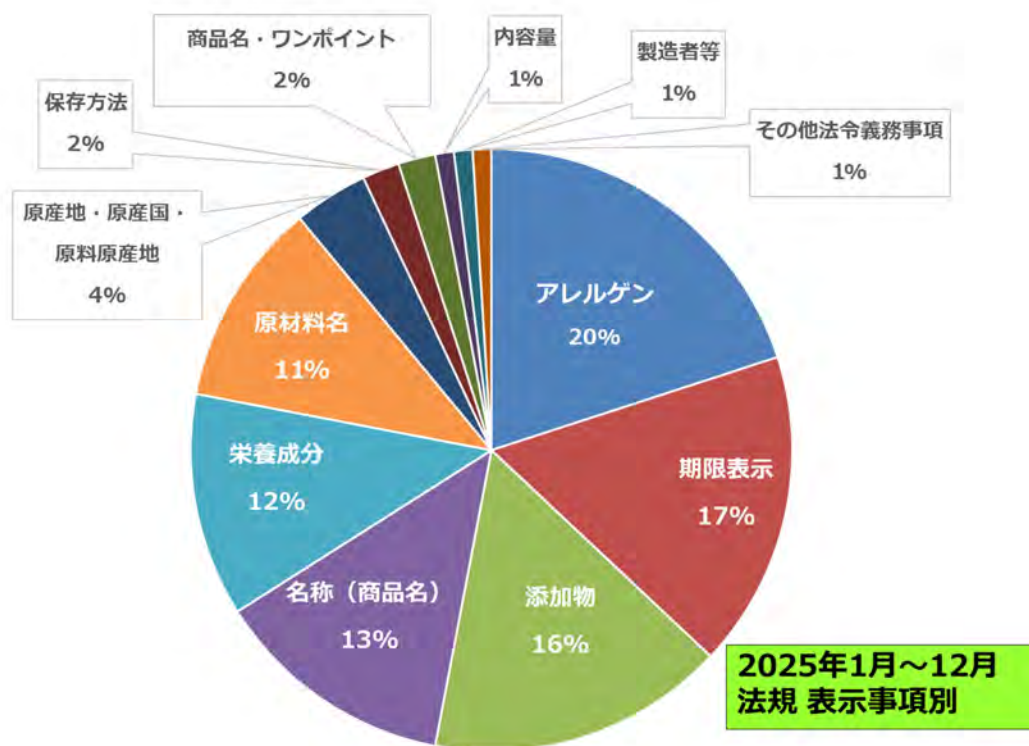
## ＜事項別から表示違反を考える＞

違反の原因となった事項割合（参照:2025年1～12月/表示事項別の違反割合）では、アレルギー表示違反が20%と最も多く、続いて期限表示違反17%、添加物表示違反16%、名称（商品名）13%、栄養成分表示違反12%、原材料名違反11%と続いています。2022年4月1日から本施行された原料原産地表示は原産地と原産国との合算で4%でした。

事項別では、食品表示法第六条第八項に規定する名称、保存の方法、アレルギー、消費期限または賞味期限、添加物等、内閣府令として安全性の確保に関する表示違反の割合はおおよそ69%でした

これらの表示事項は生活者に与える健康への影響は高く、場合によりいのちにも係るおそれがあるため、調理・加工・製造の各工程上の表示内容の確認と出荷前の表示内容の確認（二人のダブルチェックもしくは単独の場合は時間差でのダブルチェックが有効）と記録が今後も必須です。選択に関する表示項目の違反（≒29%）は、安全性の確保に関する表示違反の半分以下となりました。

### 【参照: 2025年1月～12月/表示事項別の違反割合】



### 【月別の表示違反の推移から】

主な表示違反である、アレルギー表示、期限表示、添加物表示、名称（商品名）表示、栄養成分表示のそれぞれの違反推移では、同じ傾向をしめしており、中でも8月、9月、10月、12月に多くみられ、中食や外出によるテイクアウトが増加したことが考えられました（参照:2025年1～12月/表示事項別違反の月別推移）。

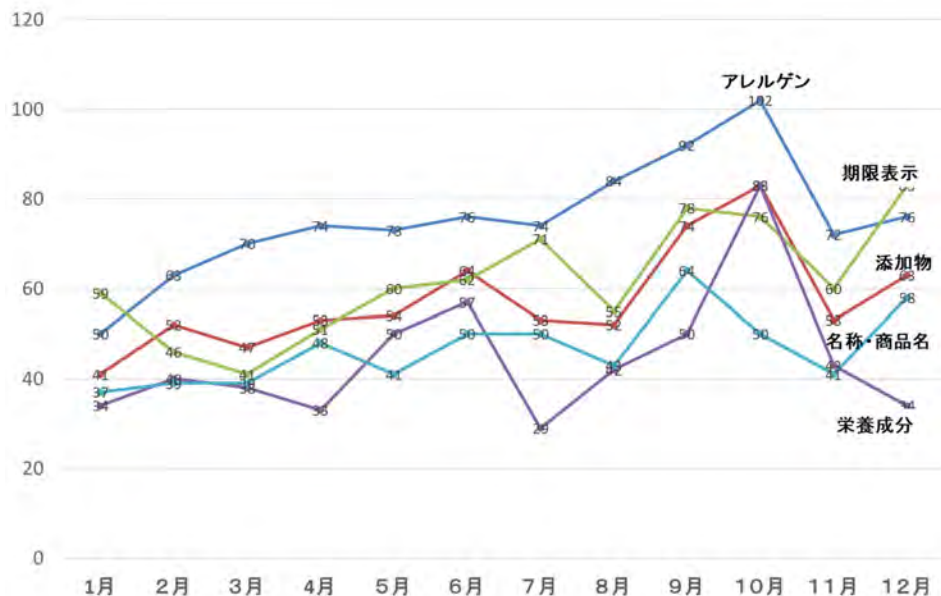
中食やテイクアウトが増加した背景として、催事や子どもたちの春休み、GW、夏休み、帰省、行楽等によるテイクアウトのお弁当やお惣菜、生菓子類の大幅な需要増により煩雑になったことが表示ラベルの貼り間違えや

一括表示内容の間違い等を引き起こしたと考えられました。さらに、表示ラベルの貼付時や食品表示内容の定点観測に不備があることも原因と考えられます。健康危害を起こさないためにも表示内容の精査が必要ですが、一括表示内容と商品の中身をチェックができる管理体制が急務です。

さらに、衛生学的には2025年の食中毒の患者数は、2024年より1万498人増えて、2万4727人と増加しています。中でも、ノロウイルスの患者数は1万8566人でした。国は、手洗いの徹底と食品の調理や製造過程では衛生手袋をしっかりと対策することを強く呼び掛けています。HACCPに関して、別表17と別表18をいつも確認、実践する必要があります。特に、検便、個人衛生の管理は特に特に重要です。

**【参照:2025年1~12月/表示事項別違反の月別推移】**

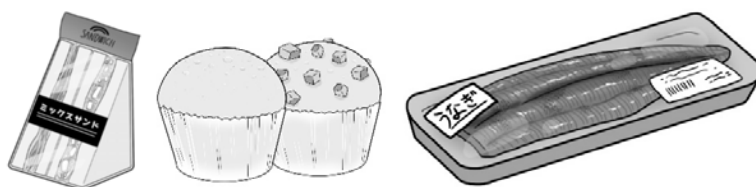
件数



**<原因食から表示違反を考える>**

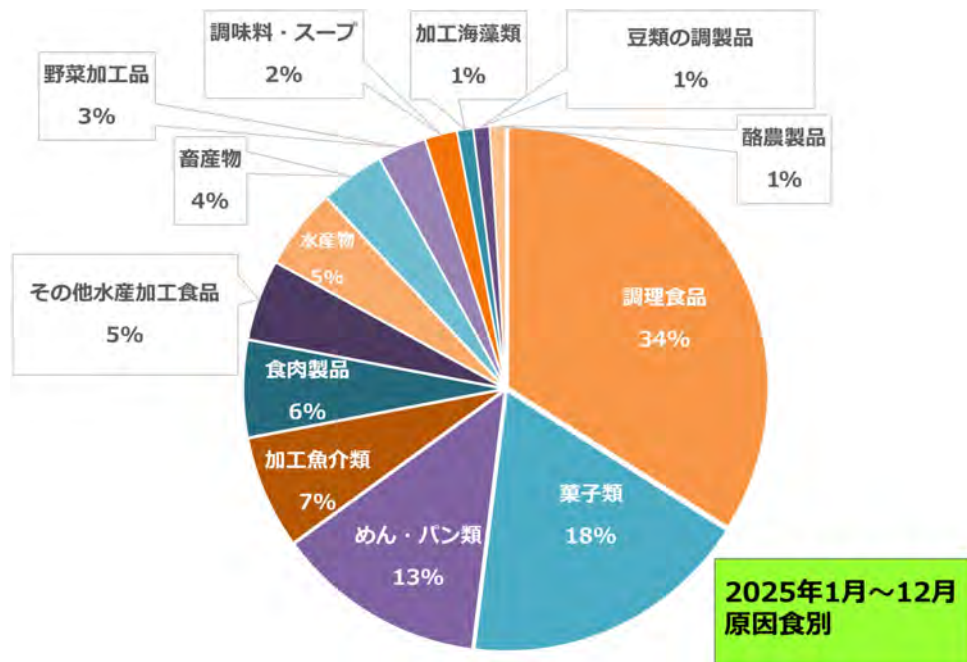
原因食別では、調理食品 34%、菓子類 18%、めん類・パン類 13%、加工魚介類 7%、食肉製品 6%となり、これらの食品群で78%を占めています。また、調理食品、菓子類、めん類・パン類の3種類（65%）は過去からの調査結果でも三種類計で高い割合を示しています。

違反が多い理由のひとつに、調理食品、菓子類、めん類・パン類の共通の事情に、比較的、使用する複合原材料が多いことから規格書での表示情報を間違えやすいこと、また製造および調理途中での原料の取り間違いが発生しやすいこと、さらに、複数の木の実類をパウダー化した複合原材料（ナッツパウダー等）を使用している場合等は木の実類の正確な内容情報の入手が今後の課題のひとつかもしれません。（参照:2025年1~12月/原因食品別の違反割合）。



©mizuh o.デザインオフィス

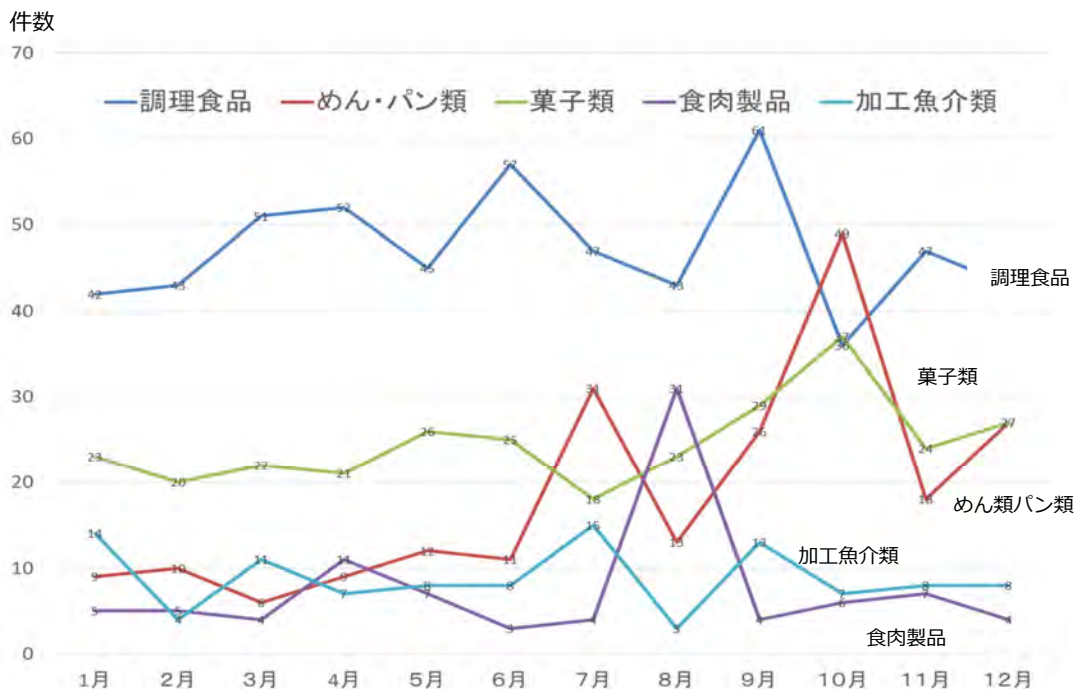
**【参照:2025年1月~12月/原因食品別の違反割合】**



食品スーパーマーケット業や製造小売業、中小の製造業者は、人や作業スペース等に余裕がなく、残念ながら効果的な表示チェックまでは行き届かないケースが見られます。そこで、食品表示内容については、当該食品に携わる調理・加工・製造の各担当者、また、ラベル貼付担当者、陳列関係者等の当該製品に係るすべてのスタッフも表示ラベル内容とチェック作業にいつでも入る、入れるなどの柔軟な体制が必要です。

大切なことは、消費者に商品が渡る前にいずれかの段階で是正できるような内部の部署等に関わらず、適正食品表示が確保できる業務体制の仕組み作りが急務です。

**【参照: 2025年1~12月/原因食品別の月別違反の推移】**





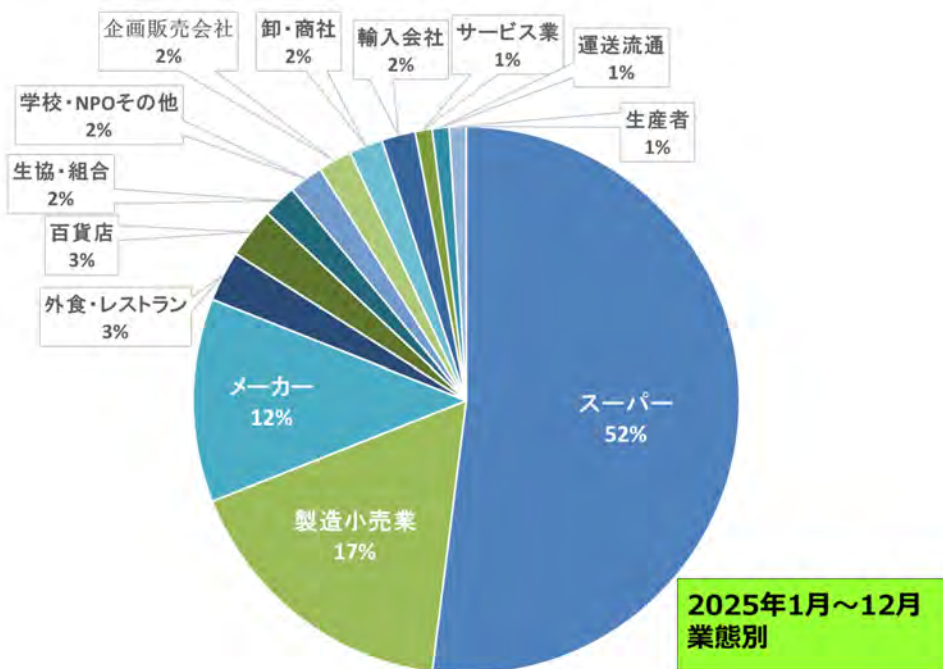
©mizuhodeザインオフィス

### <事業者の業態別から表示違反を考える>

事業者の業態別では、食品スーパーマーケット業 52%、製造小売業 17%、食品メーカー＝製造業者 12%となっていて、三業態で 81%占めています。中でも、食品スーパーマーケットは、2024 年 48%から 2025 年は 4%増加しており、高い違反率の傾向が続きます。

具体的には、2024 年の違反原因に一括表示ラベルの貼り間違えが多く見られましたが、2025 年の一部の現場調査では、表示ラベルの貼り間違えだけではなく、表示ラベル作成の間違いも多く発生しているようです。その他、出荷前表示内容確認のミスや包装資材の間違いも見られました。

#### 【参照：2025 年 1 月～12 月/業態別違反の割合】



©mizuhodeザインオフィス

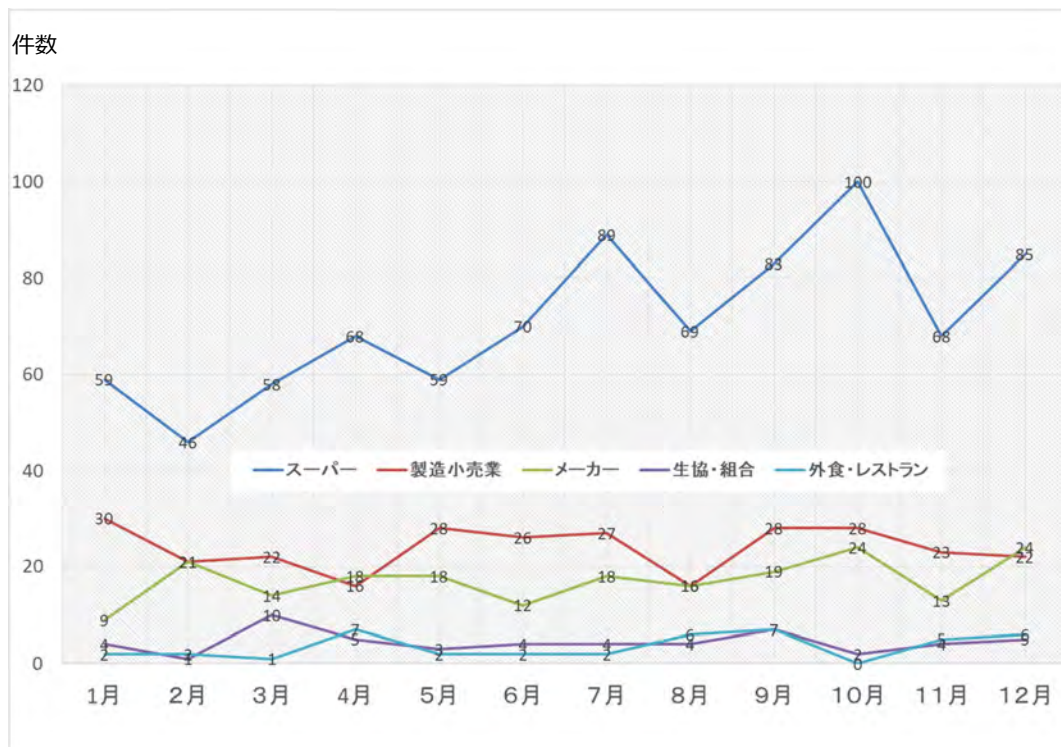
その他、百貨店、外食・レストラン 3%は前年より 1%ずつ増加しています。生協・組合、卸商社、企画販売会社、輸入会社は 2%で前年と同等、学校、NPO は前年の 1%から 2%へ増加、生産者 1%となりました。中でも、学校、授産施設の違反は当方へも相談を受けたことがあり、食品表示の専門家の人的不足が考えられました。既

述の三業態以外に輸入会社 2%については、日本と外国の食品表示に関わる法的ルールの差異を埋めるための法令理解を深めることが今後の課題と考えられます。

### 【月別の表示違反の推移から】

業態別の月別の違反（参照：2025年1～12月/業態別違反の月別推移）から、食品スーパーマーケットは7月、10月、12月が多く違反が発生しています。原因食品別では、調理食品が4月、6月、9月に多く違反が発生しています。事項別では、アレルギー表示違反が8月、9月、10月に比較的多く違反がみられます。市場背景としては、繰り返しになりますが中食や外出によるテイクアウトの増加が考えられますが、それぞれの違反の傾向と関係性、同調性等について、今後、さらに解析していく予定です。

### 【参照：2025年1～12月/業態別違反の月別推移】



### <まとめ>

食品表示法および自主回収報告制度の施行以降、品質管理部署や品質保証部署が設置・充実され、食品表示の社内検査が積極的に行われるようになった傾向にある中、商品の表示ラベルおよび表示内容の出荷前および陳列時の表示検査が緊急の課題です。方々、HACCPの工程毎の取り組みにより、原料および仕掛品の移動時には食品情報の伝達と確認および内容精査が機能していれば、不適正な表示が速やかに確認され、修正が可能なケースが散見されます。ただし、残念ながら HACCP システムの応用による食品表示の取り組みは至っていないようですので、自主回収報告制度による食品の公表回収が多かった点からもその傾向が伺えます。

自主回収報告制度と公益通報者保護法はすでに施行、運用されていますが、食品表示法施行 10 年経過しているにもかかわらず表示違反件数が増加したまま、現在まで推移している原因のひとつに、食品関連事業者の食品表示関連法規の理解不足とそれが原因で起きる食品表示違反の重大性を認識していないことがあります。つまり、不適正な食品表示により、消費者に健康危害を与え、いのちに係るケースまでであるということ、また食品関連事業者の企業活動にも影響する可能性もあることを再認識して頂きたいと強く思います。

## <参考:不適正表示と第六条 8 項の内閣府令>

不適正な食品表示は消費者に対して健康危害や経済的損失を与えてしまう可能性があります。従って、すべての食品関連事業者は食品表示関連法規を順守することは基本です。適正な食品表示を逸脱してしまうことで、食品表示法では、第六条 8 項の内閣府令で定める安全性に関する表示違反（法第 18 条）および原産地の虚偽表示（法第 19 条）に対し、指示や命令という手順をとらずに直ちに罰則を科す、という厳しい措置が定められています。

平成二十五年法律第七十号

食品表示法

### 第三章 不適正な表示に対する措置等

#### (指示等)

**第六条** 食品表示基準に定められた第四条第一項第一号に掲げる事項（以下「表示事項」という。）が表示されていない食品（酒類を除く。以下この項において同じ。）の販売をし、又は販売の用に供する食品に関して表示事項を表示する際に食品表示基準に定められた同条第一項第二号に掲げる事項（以下「遵守事項」という。）を遵守しない食品関連事業者があるときは、内閣総理大臣又は農林水産大臣（内閣府令・農林水産省令で定める表示事項が表示されず、又は内閣府令・農林水産省令で定める遵守事項を遵守しない場合にあっては、内閣総理大臣）は、当該食品関連事業者に対し、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすることができる。

**8** 内閣総理大臣は、食品関連事業者等が、アレルギー、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項として内閣府令で定めるものについて食品表示基準に従った表示がされていない食品の販売をし、又は販売をしようとする場合において、消費者の生命又は身体に対する危害の発生又は拡大の防止を図るため緊急の必要があると認めるときは、当該食品関連事業者等に対し、食品の回収その他必要な措置をとるべきことを命じ、又は期間を定めてその業務の全部若しくは一部を停止すべきことを命ずることができる。

つづく

参考文献：厚生労働省、農林水産省、消費者庁、東京都保健医療局、中央法規、新版第二版「いのちを守る食品表示」中央法規出版株式会社 出版日:2019.5.15

イラスト：©m i z u h o.デザインオフィス（イラストは転載禁止） ©2023 応用栄養学食品研究所